

競争参加者の資格に関する公示(2年間延長)

平成 19～22 年度において日本アルコール産業株式会社の契約にかかる競争参加資格を有している者の有効期間延長について、次のとおり公示します。

平成 22 年 12 月 20 日

日本アルコール産業株式会社

企画管理本部長 岡留 伸一郎

◎調達機関番号 423

I. 有効期間の2年間延長について

平成 19～22 年度の資格を有している者の有効期間(平成 19 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)を2年間延長し、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

II. 随時審査の申請受け付けについて

現在資格を有していない者が、新たに競争参加資格を得ようとするときは、次の方法による申請を随時受け付け、審査を行なう。

1 工事、製造、物件の買入れその他の契約の種類及び業種

競争参加資格を得ようとする者の工事、製造、物件の買入れその他の契約の種類及び業種は、次のとおりとする。

[掲載順序 契約の種類:業種]

- (1) 工事:建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第2項に定める別表の 28 種類
- (2) 物品の製造:衣服、印刷類、産業用機器類、発酵アルコール、合成アルコール 等
- (3) 物品の販売:燃料類、電子計算機類、精密機器類、事務用品類、工業用アルコールの原料用アルコール 等
- (4) 物件の買入れ:アルコール、鉄屑回収 等
- (5) 役務提供等:調査・研究、ソフトウェア開発、建物管理等各種保守管理、運送 等
- (6) 測量・建設コンサルタント等:測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務

2 申請の時期

随時に申請を受け付ける。ただし、資格を附与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 弊社所定の「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、弊社のインターネット・ホームページ(URL:<http://www.j-alco.com>)

からのダウンロードにより入手ができる。また、別記に掲げる事業所においても配布を行う（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

(2) 申請書の提出方法 競争参加資格者は、弊社のすべての調達機関に有効となるもので、上記業種区分ごとの申請書に必要な書類を添え、別記に掲げる事業所に郵便にて提出すること。持参による提出も可とする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

① 工事に係るもの

一 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

二 添付書類

イ 工事経歴書

ロ 営業所一覧表

ハ 建設共同企業体協定書の写し(建設共同体として申請する者に限る。)

ニ 総合評定値通知書等の写し

ホ 建設業の許可申請書の写し

ヘ 共同企業体等調書(共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。)

ト 納税証明書(法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明書)

② 製造又は物件の買入れ等に係るもの

一 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)

二 添付書類

イ 営業経歴書

ロ 登記事項証明書(法人の場合に限る)

ハ 財務諸表類

ニ 納税証明書(法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明書)

③ 測量及び建設コンサルタント等に係るもの

一 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

二 添付書類

イ 測量等実績調書

ロ 技術者経歴書

ハ 営業所一覧表

ニ 登記事項証明書(法人の場合に限る)

ホ 登録証明書等

ヘ 財務諸表類

ト 納税証明書(法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明書)

(3) その他

① (2)に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。

- ② (2)に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類に記載の事実が確認できる他の書類をもって代えることができる。
- ③ 申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。
- ④ 申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件に基づき邦貨に換算して得た額を記載する。

4 有資格者としてできない者

契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

5 有資格者としてないことがある者

次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年を有資格者としてないことがある。

- ① 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

6 競争参加者の資格及びその審査

競争に参加できる者の資格は、上記3(1)のインターネット・ホームページ及び別記の事業所に掲げる審査方法により、項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって格付けを行う。

7 資格審査結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書で通知(郵送)する。

8 資格の有効期間

随時申請により資格を付与されたときから、平成25年3月31日までとする。

9 競争参加資格者名簿の閲覧先

別記の申請書の配布及び提出場所に同じ

10 その他

- (1) 上記6により資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。
- (2) 本申請書類は、工事及び測量・建設コンサルタント等にあつては経済産業省(各部局を含む)へ、製造又は物件の買入れ等にあつては衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、及び防衛省(いずれも各部局を含む。)へ提出した申請書類一式の写しをもって代えることができる。

別記 申請書の配布及び提出場所

[掲載順序 配布及び提出場所 郵便番号 所在地等]

日本アルコール産業株式会社 企画管理本部企画部企画グループ
〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町 6-6 小倉ビル6階
電話 03-5641-5255

申請書は、URL:<http://www.j-alco.com> からダウンロードもできます。